

改正

平成20年1月25日規則第2号

平成21年6月12日規則第19号

平成24年11月19日規則第25号

平成30年1月29日規則第1号

平成31年2月1日規則第3号

浦幌町指定地域密着型等サービス事業所の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請は、指定申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第78条の5及び第115条の15の規定による届出は、施行規則第131条の13第1項各号及び第140条の30第1項各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める事項の変更に係るものにあつては、変更届出書（別記様式第2号）により、施行規則第131条の13第3項及び第140条の30第3項の事業の再開並びに施行規則第131条の13第4項及び第140条の30第4項に掲げる事業の廃止又は休止に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書（別記様式第3号）により、それぞれ行うものとする。

(指定の辞退)

第4条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（別記様式第4号）により行うものとする。

(指定の更新の届出)

第5条 法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2の規定による指定の更新は、更新申請書（別記様式第5号）により行うものとする。

(事業所情報の提供)

第6条 町長は、第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、北海道、北海道国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日

- (5) 運営規程
 - (6) 介護保険事業所番号
 - (7) その他町長が必要と認める事項
- (公示)

第7条 法第78条の11及び第115条の20の規定による公示は、施行規則第131条の14及び第140条の31に定める事項について行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年1月25日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則 (平成21年6月12日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年5月1日から適用する。

附 則 (平成24年11月19日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年1月29日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成29年3月15日から適用する。

附 則 (平成31年2月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号 (第2条関係)

別記様式第2号 (第3条関係)

別記様式第3号 (第3条関係)

別記様式第4号 (第4条関係)

別記様式第5号 (第5条関係)